

令和8年度宇都宮市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市においては、鬼怒川水系を中心とした良好な水田地帯、市域東西部の台地畑作地帯で形成される約 10,000ha に及ぶ広大な経営耕地を基盤とした恵まれた生産条件を生かしながら、「米」をはじめとして、「いちご」、「梨」、「トマト」、「にら」、「アスパラガス」など様々な作物が栽培されている。

また、全耕地面積の約 90%を占める水田においては、本市農業産出額の約 3 割を占める米が生産されており、転作作物としては、麦、大豆、飼料用米の面積が多く、土地利用型の作物が作付の中心となっている。

しかしながら、農業従事者の高齢化・減少が進むとともに、集落営農の組織化が遅れており、産業としてこれからの本市農業を支える人材の確保や、優良な農業施設や農業技術の継承が難しくなっているため、個々の地域の状況に応じて、企業・法人を含めた意欲と能力のある担い手を積極的に確保・育成することが必要である。

また、令和7年産主食用米に関しては価格が上昇したものの、近年の食の多様化等により、中長期的には主食用米の需要は減少することが見込まれていることから、米価の影響を受けやすい生産構造から、収益性の高い農業に構造転換を進め、付加価値の高い農産物を効率的に生産し、農業経営の安定化を図ることが必要である。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

農業所得の向上に向けて、主食用米からの転換を促進するため、飼料用米、麦、大豆の生産性向上に取り組むとともに、収益性の高い園芸作物の生産拡大を図る。

飼料用米、麦、大豆等の土地利用型作物の生産性向上に向けては、1経営体あたりの経営規模の拡大を図るため、集落営農の組織化や担い手への農地・集積・集約を図りながら、ドローン等の導入を促進するなど生産コストの低減による収益力の向上を図る。

園芸作物の生産拡大に向けては、契約栽培等による販路の確保に取り組みながら、施設園芸作物における新規就農者の確保やICT等を活用した収量・品質向上に取り組むとともに、露地園芸作物の生産拡大に向けて、作業の省力化のための機械化等の支援に取り組む。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本市水田農業の生産性の向上を図るため、地域計画等の地域主体の話し合いにより、農地の集積・集約化を図りながら、地域の実情や課題を踏まえ、水田の大区画化・汎用化や水稻と転換作物のブロックローテーションの構築を促進していく。

また、市場ニーズを把握し、販路を確保しながら、畑地と水田を合わせた露地野菜等の生産拡大を推進するとともに、農業者からの水張り実施状況申告書により水田の利用状況を確認するほか、連作障害を回避する取組を行うよう周知を行うことにより、水田の利用状況（作付体系）を把握し、その結果を踏まえ、園芸作物などの高収益作物の作付が定着している農地については、畑地化を促進していく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

需要に応じた集出荷体制の確立や販路の確保に努めるとともに、生産に当たっては大規模共同乾燥調製施設等の利用促進や直播栽培等の導入などにより、低コスト化・省力化を図り、収益性の高い効率的な生産体制の確立に努める。

(2) 備蓄米

非主食用米として重要な位置付けにあり、地域の稲作経営と水田の維持・発展のためにも有効であることから、需要に応じた安定的かつ計画的な生産を推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

農業者の所得向上に向け、組織的な営農等による生産コストの低減や多収品種の導入による収量増加に資する取組を推進し、供給体制の維持に取り組む。

また、地域ぐるみの循環型農業の推進を図るため、耕種農家と畜産農家の連携の促進に取り組む。

イ 米粉用米

小麦代替のグルテンフリーの材料として、国内の米粉の需要が拡大傾向にあることから、段階的に生産拡大に取り組み、需要に応じた生産振興を図る。また、飼料用米同様、生産コストの低減と多収技術の普及を進める。

ウ 新市場開拓用米

主食用米の国内需要が減少している中、世界的な和食人気等により、需要が堅調であることを踏まえ、JAグループ等と連携し供給量の確保に取り組みながら、需要に応じた生産振興を図る。

エ WCS 用稲

牛の嗜好性が高く、粗飼料として有用であることから、稲わら専用品種の導入や栽培技術の向上等により生産性を高めるとともに、畜産農家の需要に応じた生産振興を図る。

オ 加工用米

近年、加工用米の需要が高まっていることから、JAグループを介した供給量の確保に努めるなど、安定した供給体制の確立に取り組むとともに、二毛作等による水田の有効活用を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦は、市内で多く生産されており、需要量の拡大が見込める小麦の「ゆめかおり」「さとのそら」、二条大麦の「ニューサチホゴールド」を中心に生産振興を図る。収益性の向上に向けては、組織的な営農を推進し、団地化やブロックローテーションなどによる作業の効率化や生産コストの低減を促進するとともに、排水対策及び土づくりの励行、適期播種・収穫等の基本技術の励行による収量や品質の向上に資する取組を推進する。

大豆は、市内で多く生産されている「里のほほえみ」を中心に生産振興を図るとともに、二毛作等による水田の有効活用を図る。収益性の向上に向け、円滑に適期作業が行えるよう組織的な営農を推進するとともに、生産コストの低減に向け、排水対策及び土づくりの励行、適期播種・収穫等の基本技術の励行により、収量や品質の向上に資する取組を推進する。

飼料作物は、畜産農家との連携により、牧草類、青刈トウモロコシ、イタリアンライグラス等の生産振興を図る。生産にあたっては、団地化による生産性と品質の向上を図り、簡易サイロや省力化機械の導入による作業の効率化、低コスト化を図るとともに、二毛作等による水田の有効活用を図る。

(5) そば、なたね

地域の実需者との契約に基づき需要と供給のバランスを図るほか、栽培における排水対策を徹底するなど安定生産と品質向上を図るとともに、二毛作等による水田の有効活用を図る。

(6) 地力増進作物

緑肥作物のすき込み等により、地力の回復を図り、高収益作物等の生産拡大を図っていく。

○対象作物: えん麦、アウエナストリゴサ(えん麦野生種)、ライ麦、ライ小麦、大麦、小麦、大豆、そば、稲、ソルガム、とうもろこし、ヒエ、ギニアグラス、イタリアンライグラス、スーダングラス、トールフェスク、ケンタッキーブルーグラス、ミレット類、チモシー、アニュアルライグラス、オオナギナタガヤ、テフグラス、バヒアグラス、グリーピングベントグラス、オーチャードグラス、クロタリア、セスバニア、エビスグサ、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバ類、アルファルファ、ひまわり、マリーゴールド、コスモス、シロガラシ、菜の花(なたね)、カラシナ、ハゼリンソウ、ダイカンドラ ※ 対象作物は青刈りを含む

(7) 高収益作物

収益性・生産性の高い園芸作物の産地化に向けて、特に、市の農業産出額の上位を占める「いちご」、「トマト」、「にら」、「アスパラガス」等については、低コスト生産設備の導入、農作物の収量・品質の向上につながるICTを活用した機器の導入に向けた支援や機器を最大限活用する環境制御技術の普及に取り組む。

また、米と比べて収益性が高く大規模生産が可能な露地野菜の生産振興を図るため、機械化一貫体系の導入を促進し、作業の省力化や生産コストの低減に取り組んでいく。

特に、需要が高まっている加工・業務用野菜については、契約栽培により販路が確保され、農業経営の安定化につながる作物であることから、実需者との連携を図りながら、生産拡大を図る。

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	5,473	0	5,534	0	5,534	0
備蓄米	0	0	198	0	198	0
飼料用米	730	0	513	0	513	0
米粉用米	72	0	236	0	236	0
新市場開拓用米	6	0	4	0	4	0
WCS用稲	82	0	82	0	82	0
加工用米	441	1	235	1	235	1
麦	968	35	968	35	968	35
大豆	114	93	114	93	114	93
飼料作物	83	41	83	41	83	41
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	59	36	61	36	61	36
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	13	3	13	3	13	3
高収益作物	95	12	95	12	95	12
・野菜	95	12	95	12	95	12
・花き・花木	0	0	0	0	0	0
・果樹	0	0	0	0	0	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
・	0	0	0	0	0	0
畑地化	1	0	1	0	1	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	飼料用米・米粉用米 （基幹作物）	飼料用米等の生産振興 （生産性向上）	取組面積 （ha）	（7年度）522	（8年度）679
2	水田における小麦 （基幹作物及び二毛作）	小麦の生産振興 （生産性向上） 【担い手】	収益性向上の取組面積 （ha）	（7年度）308	（8年度）320
			単位面積あたりの収量 （kg/10a）	（7年度）354	（8年度）420
3	水田における二条大麦、六 条大麦 （基幹作物及び二毛作）	二条大麦等の生産振興 （生産性向上） 【担い手】	収益性向上の取組面積 （ha）	（7年度）419	（8年度）430
			単位面積あたりの収量 （kg/10a）	（7年度）396	（8年度）400
4	水田における大豆 （基幹作物及び二毛作）	大豆の生産振興 （生産性向上） 【担い手】	収益性向上の取組面積 （ha）	（7年度）102	（8年度）108
			単位面積あたりの収量 （kg/10a）	（7年度）152	（8年度）200
5	水田における麦 （基幹作物及び二毛作）	麦の生産振興 （生産性向上） 【担い手】 （組織加算）	組織的営農の 取組面積（ha）	（7年度）191	（8年度）203
6	水田における大豆 （基幹作物及び二毛作）	大豆の生産振興 （生産性向上） 【担い手】 （組織加算）	組織的営農の 取組面積（ha）	（7年度）28	（8年度）34
7	麦・大豆・飼料作物 （基幹作物又は二毛作）	麦・大豆・飼料作物の 団地化	団地化率（％）：麦	（7年度）50	（8年度）50
			団地化率（％）：大豆	（7年度）40	（8年度）45
			団地化率（％）：飼料作物	（7年度）25	（8年度）27
8	麦・大豆・飼料作物・WCS用 稲・飼料用米・米粉用米・ 加工用米・そば・なたね （二毛作・二期作）	二毛作・二期作助成	水田高度利用の取組面 積（ha）	（7年度）196	（8年度）206
9	飼料用米，米粉用米，わら 専用稲 （基幹作物）	わら利用（耕畜連携）	生産コスト低減の取組 面積（ha）	（7年度）158	（8年度）163
10	飼料作物（粗飼料作物等） （基幹作物及び二毛作）	資源循環（耕畜連携）	資源循環の取組面積 （ha）	（7年度）49	（8年度）54

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 栃木県

協議会名: 宇都宮市農業再生協議会

整理 番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	飼料用米等の生産振興 (生産性向上)	1	6,288	飼料用米, 米粉用米 (基幹作物)	次の①～⑥をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定められた飼料用米・米粉用米の要件を満たしていること。 ③対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田とする。 ④飼料用米については、別紙の多収品種を作付すること。 ⑤生産性向上のため、別紙取組のうち1つ以上に取り組むこと。 ⑥その他の要件 ・通常の肥培管理が行われていること(標準単収を確保するための肥培管理が行われていること)。
2	小麦の生産振興 (生産性向上) 【担い手】	1	4,527	水田における小麦 (基幹作物)	次の①～⑤をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②認定農業者, 認定新規就農者, 集落営農であること。 ③対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田とする。 ④面積要件 ・個人(1戸1法人含む): 3ha以上 ・集落営農: 5ha以上 ⑤技術要件(次のいずれかに取り組むこと。) ・生産基盤体制の効率化(団地化1ha以上) ・排水対策, ほ場条件の改善(明渠又は心土破碎) ・土づくり(土壌分析に基づく土壌改良資材の施用又は家畜堆肥の施用)
2	小麦の生産振興 (生産性向上) 【担い手】(二毛作)	2	4,527	水田における小麦 (二毛作)	次の①～⑤をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②認定農業者, 認定新規就農者, 集落営農であること。 ③対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田とする。 ④面積要件 ・個人(1戸1法人含む): 3ha以上 ・集落営農: 5ha以上 ⑤技術要件(次のいずれかに取り組むこと。) ・生産基盤体制の効率化(団地化1ha以上) ・排水対策, ほ場条件の改善(明渠又は心土破碎) ・土づくり(土壌分析に基づく土壌改良資材の施用又は家畜堆肥の施用)
3	二条大麦等の生産振興 (生産性向上) 【担い手】	1	2,264	水田における二条大麦, 六条大麦 (基幹作物)	次の①～⑤をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②認定農業者, 認定新規就農者, 集落営農であること。 ③対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田とする。 ④面積要件 ・個人(1戸1法人含む): 3ha以上 ・集落営農: 5ha以上 ⑤技術要件(次のいずれかに取り組むこと。) ・生産基盤体制の効率化(団地化1ha以上) ・排水対策, ほ場条件の改善(明渠又は心土破碎) ・土づくり(土壌分析に基づく土壌改良資材の施用又は家畜堆肥の施用)

整理 番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
3	二条大麦等の生産振興 (生産性向上) 【担い手】(二毛作)	2	2,264	水田における二条大麦、六条大麦 (二毛作)	次の①～⑤をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②認定農業者、認定新規就農者、集落営農であること。 ③対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田とする。 ④面積要件 ・個人(1戸1法人含む):3ha以上 ・集落営農:5ha以上 ⑤技術要件(次のいずれかに取り組むこと。) ・生産基盤体制の効率化(団地化1ha以上) ・排水対策、ほ場条件の改善(明渠又は心土破碎) ・土づくり(土壌分析に基づく土壌改良資材の施用又は家畜堆肥の施用)
4	大豆の生産振興 (生産性向上) 【担い手】	1	2,264	水田における大豆 (基幹作物)	次の①～⑤をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②認定農業者、認定新規就農者、集落営農であること。 ③対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田とする。 ④面積要件 ・個人(1戸1法人含む):2ha以上 ・集落営農:5ha以上 ⑤技術要件(次のいずれかに取り組むこと。) ・生産基盤体制の効率化(団地化1ha以上) ・排水対策、ほ場条件の改善(明渠又は心土破碎) ・土づくり(土壌分析に基づく土壌改良資材の施用又は家畜堆肥の施用) ・大豆300A技術(不耕起狭畦蜜直播、有芯部分耕栽培、耕うん同時畔立て播種、小明渠作溝同時浅耕播種等)に取り組むこと。
4	大豆の生産振興 (生産性向上) 【担い手】(二毛作)	2	2,264	水田における大豆 (二毛作)	次の①～⑤をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②認定農業者、認定新規就農者、集落営農であること。 ③対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田とする。 ④面積要件 ・個人(1戸1法人含む):2ha以上 ・集落営農:5ha以上 ⑤技術要件(次のいずれかに取り組むこと。) ・生産基盤体制の効率化(団地化1ha以上) ・排水対策、ほ場条件の改善(明渠又は心土破碎) ・土づくり(土壌分析に基づく土壌改良資材の施用又は家畜堆肥の施用) ・大豆300A技術(不耕起狭畦蜜直播、有芯部分耕栽培、耕うん同時畔立て播種、小明渠作溝同時浅耕播種等)に取り組むこと。
5	麦の生産振興 (生産性向上) 【担い手】(組織加算)	1	1,635	水田における麦 (基幹作物)	次の①～⑤をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②認定農業者、認定新規就農者、集落営農であること。 ③対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田とする。 ④面積要件 ・法人(1戸1法人含む):3ha以上 ・集落営農:5ha以上 ⑤技術要件(次のいずれかに取り組むこと。) ・生産基盤体制の効率化(団地化1ha以上) ・排水対策、ほ場条件の改善(明渠又は心土破碎) ・土づくり(土壌分析に基づく土壌改良資材の施用又は家畜堆肥の施用)
5	麦の生産振興 (生産性向上) 【担い手】(組織加算)(二毛作)	2	1,635	水田における麦 (二毛作)	次の①～⑤をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②認定農業者、認定新規就農者、集落営農であること。 ③対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田とする。 ④面積要件 ・法人(1戸1法人含む):3ha以上 ・集落営農:5ha以上 ⑤技術要件(次のいずれかに取り組むこと。) ・生産基盤体制の効率化(団地化1ha以上) ・排水対策、ほ場条件の改善(明渠又は心土破碎) ・土づくり(土壌分析に基づく土壌改良資材の施用又は家畜堆肥の施用)

整理 番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
6	大豆の生産振興 (生産性向上) 【担い手】(組織加算)	1	1,635	水田における大豆 (基幹作物)	次の①～⑤をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②認定農業者、認定新規就農者、集落営農であること。 ③対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田とする。 ④面積要件 ・法人(1戸1法人含む):2ha以上 ・集落営農:5ha以上 ⑤技術要件(次のいずれかに取り組むこと。) ・生産基盤体制の効率化(団地化1ha以上) ・排水対策、ほ場条件の改善(明渠又は心土破砕) ・土づくり(土壌分析に基づく土壌改良資材の施用又は家畜堆肥の施用) ・大豆300A技術(不耕起狭畦蜜直播、有芯部分耕栽培、耕うん同時畔立て播種、小明渠作溝同時浅耕播種等)に取り組むこと。
6	大豆の生産振興 (生産性向上) 【担い手】(組織加算)(二毛作)	2	1,635	水田における大豆 (二毛作)	次の①～⑤をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②認定農業者、認定新規就農者、集落営農であること。 ③対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田とする。 ④面積要件 ・法人(1戸1法人含む):2ha以上 ・集落営農:5ha以上 ⑤技術要件(次のいずれかに取り組むこと。) ・生産基盤体制の効率化(団地化1ha以上) ・排水対策、ほ場条件の改善(明渠又は心土破砕) ・土づくり(土壌分析に基づく土壌改良資材の施用又は家畜堆肥の施用) ・大豆300A技術(不耕起狭畦蜜直播、有芯部分耕栽培、耕うん同時畔立て播種、小明渠作溝同時浅耕播種等)に取り組むこと。
7	麦・大豆・飼料作物の団地化	1	13,581	麦・大豆・飼料作物 (基幹作物)	次の①～④をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②面積要件 対象作物で2ha以上作付すること。 ※ 複数人でも可 ※ 1作物でおおむね1ha以上作付すること。 ③対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田とする。 ④団地化要件 ・一辺が、他の対象作物が作付されているほ場と接していること。ただし、団地内に農業用水路・排水路または河川(1・2級河川を含む)が介在している場合は渡河する個所まで100m程度内であること。なお、その個所が大型機械の往来に支障がないこと。 ・農道・小規模の道路(国道・県道含む)が介在している場合は横断する個所まで100m程度内であること。 ※ 対象作物が2つ以上の団地で構成される2ha以上の連担団地も対象とする。 ※ 対象作物の昨期が異なる場合も対象とする。
7	麦・大豆・飼料作物の団地化 (二毛作)	2	13,581	麦・大豆・飼料作物 (二毛作)	次の①～④をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②面積要件 対象作物で2ha以上作付すること。 ※ 複数人でも可 ※ 1作物でおおむね1ha以上作付すること。 ③対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田とする。 ④団地化要件 ・一辺が、他の対象作物が作付されているほ場と接していること。ただし、団地内に農業用水路・排水路または河川(1・2級河川を含む)が介在している場合は渡河する個所まで100m程度内であること。なお、その個所が大型機械の往来に支障がないこと。 ・農道・小規模の道路(国道・県道含む)が介在している場合は横断する個所まで100m程度内であること。 ※ 対象作物が2つ以上の団地で構成される2ha以上の連担団地も対象とする。 ※ 対象作物の昨期が異なる場合も対象とする。

整理 番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
8	二毛作・二期作助成	2	10,940	麦・大豆・飼料作物・WCS用稲・飼料用米・米粉用米・加工用米・そば・なたね(二毛作・二期作)	次の①～④をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田のうち、当該年度において、対象作物を通常の栽培方法により作付している水田とする。 ③対象面積 ・助成対象者が、助成対象水田において、対象作物を二毛作(二期作)として作付した面積 ④その他要件(別紙のとおり)
9	わら利用(耕畜連携)	3	5,282	飼料用米、米粉用米、わら専用稲(基幹作物)	①対象者 水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②対象水田 経営所得安定対策等実施要綱に定める水田のうち、当該年度において、対象作物を通常の栽培方法により作付している水田とする。ただし、当該年度において主食用水稻の作付けが行われていない水田とする。 ③対象面積 助成対象者が、助成対象水田において対象作物を作付した面積 ④その他要件 ・別紙の内容が含まれた利用供給協定書(自家利用の場合は自家利用計画を策定)を締結していること。 ・わらが確実に飼料として利用され、飼料用米については、子実が飼料又は飼料の種苗として利用されていること。 ・刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期であること。
10	資源循環(耕畜連携)	3	5,282	飼料作物(粗飼料作物等)(基幹作物)	①対象者 水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②対象水田 経営所得安定対策等実施要綱に定める水田のうち、当該年度において、対象作物を通常の栽培方法により作付している水田を対象とする。 ③対象面積 対象者が、対象水田において対象作物を作付した面積 ④その他要件 ・別紙の(2)の内容が含まれた利用供給協定書を締結していること。 ・堆肥を散布する者は、対象作物の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者であること。 ・堆肥の散布量が10a当たり2t又は4㎡以上であること。
10	資源循環(耕畜連携・二毛作)	4	5,282	飼料作物(粗飼料作物等)(二毛作)	①対象者 水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②対象水田 経営所得安定対策等実施要綱に定める水田のうち、当該年度において、対象作物を通常の栽培方法により作付している水田を対象とする。 ③対象面積 対象者が、対象水田において対象作物を作付した面積 ④その他要件 ・別紙の(2)の内容が含まれた利用供給協定書を締結していること。 ・堆肥を散布する者は、対象作物の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者であること。 ・堆肥の散布量が10a当たり2t又は4㎡以上であること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙)

1 多収品種一覧

対象作物	多収品種
飼料用米	月の光、夢あおば、いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、笑みたわわ、亜細亜のかおり

2 生産性向上のための取組

取組内容	備考
不耕起田植技術	
排水対策	明暗きょ排水の整備、心土破碎
育苗・移植作業の省力化	直播栽培、乳苗移植、プール育苗、蜜苗栽培、疎植栽培
土づくり	堆肥の施用、ケイ酸質資材の施用
肥料の低コスト化、省力化	土壌分析・生育診断を踏まえた施肥、流し込み施肥、側条施肥、可変施肥機の利用、ラジコンヘリやドローンの活用
農薬の低コスト化、省力化	種子の温湯消毒、農薬の苗箱播種同時処理、農薬の田植同時処理、共同防除、ラジコンヘリやドローンの活用
立毛乾燥	
担い手が行う取組	農地中間管理機能の借受者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、地域計画の目標地図に位置付けられた者
集積・団地化(①から④の条件に基づく、一連の農作業に支障が生じない2筆以上の水田であること)	①畦畔で接続②農道又は水路等を挟んで隣接③各々一隅で接続④段状に接続④耕作者の宅地に接続
施設・機械の共同利用	
収穫・流通体制の改善	フレコン・バラ出荷、オペレータやコントラクタ等への作業委託
地域内流通	交付申請者と同じ市町への需要者への出荷

(別紙)二毛作助成のその他要件

二毛作助成の対象作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度内に収穫及び出荷・販売を行うこと。

(1)麦

農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

(2)大豆

農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

(3)飼料作物

利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

(4)飼料用米

加工用米等取組計画書(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1第5)を提出していること又は生産製造連携事業計画(米穀の新用途への利用の促進に関する法律第5条第3項)の認定を受けていること。

(5)WCS用稲

加工用米等取組計画書の認定を受けていること。

(6)加工用米

加工用米等取組計画書(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1第5)の届出又は加工用米出荷契約(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1第6)を締結していること。

(7)そば・なたね

農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

※麦、大豆、そばのうち、自家加工については、「経営所得安定対策等の交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-2号)を作成すること。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。

その他要件の確認方法

(1)麦

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「経営所得安定対策等の交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-2号)により確認する。

(2)大豆

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「経営所得安定対策等の交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-2号)により確認する。

(3)飼料作物

利用供給協定書又は自家利用計画書により確認する。

(4)飼料用米

加工用米等取組計画書及び加工用米等生産集出荷数量一覧表により確認する。

(5)WCS用稲

加工用米等取組計画書及び加工用米等生産集出荷数量一覧表により確認する。

(6)加工用米

加工用米等取組計画書又は加工用米出荷契約書及び加工用米等生産集出荷数量一覧表により確認する。

(7)そば・なたね

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「経営所得安定対策等の交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-2号)により確認する。

(別紙) わら利用(耕畜連携)

利用供給協定に含まれるべき事項

わら利用(わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組)

- (1)取組の内容
- (2)わらを生産する者
- (3)わらを収集する者
- (4)わらを利用する者
- (5)ほ場の場所及び面積
- (6)刈取り時期
- (7)利用供給協定締結期間
- (8)わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9)その他必要な事項

(別紙) 資源循環(耕畜連携)

(1) 対象作物の粗飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スミーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

(2) 利用供給協定に含まれるべき事項

- 資源循環(飼料生産水田へのたい肥散布の取組)
- ①取組の内容
 - ②供給される飼料作物の種類
 - ③飼料作物を生産する者
 - ④たい肥を散布する者
 - ⑤ほ場の場所及び面積
 - ⑥刈取り時期
 - ⑦たい肥の散布時期及び量
 - ⑧利用供給協定締結期間
 - ⑨たい肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
 - ⑩その他必要な事項